

延滞金・加算金

■延滞金

税金を納期限までに納めないときに、次に掲げる金額が延滞金として加算されて徴収されます。

区 分	加算される額
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	年額に7.3%の割合を乗じて計算した額 ただし、その年の延滞金特例基準割合が7.3%を下回る場合は、その年内（1月1日から12月31日まで）の延滞金の率は延滞金特例基準割合に1%の割合を加算した割合（令和6年は2.4%） [1円未満の端数切り捨て] ※延滞金特例基準割合とは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利の年平均に年1%の割合を加算した割合をいいます。（令和6年は1.4%）
1か月を経過する日の翌日から納税の日まで	年額に14.6%の割合を乗じて計算した額 ただし、その年の延滞金特例基準割合が7.3%を下回る場合は、その年内（1月1日から12月31日まで）の延滞金の率は延滞金特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合（令和6年は8.7%） [1円未満の端数切り捨て]

ただし、

○延滞金の基礎となる税額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

また、延滞金の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てて計算します。

○算出された延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

また、延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金は徴収されません。

■加算金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、核燃料税及び資源循環促進税について、事実より少なく申告したり、申告しなかった場合などに徴収されます。

●過少申告加算金

期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少なかったために、後日正しい額に訂正したり（修正申告）、訂正された（更正）場合にかかります。

納める額 増差税額の10%

なお、訂正により増加した税額が、期限内に申告した税額又は50万円のいずれか多い額を超える場合には、その超える部分の税額の5%をさらに加算します。

●不申告加算金

期限後に申告をした場合又は申告しなかった場合にかかります。

納める額 納める税額の15%（※）

なお、納付すべき税額が50万円を超える部分に対しては、その超える部分の税額の5%をさらに加算します。

ただし、決定（申告がないため、県が調査により税額を決めること）があることを予知しないで期限後に申告した場合は、5%です。

●重加算金

二重帳簿を作るなどして、故意に税を免れようとした場合にかかります。

この場合には過少申告加算金、不申告加算金はかかりません。

納める額 期限内に申告をしている場合…増差税額の35%（※）

期限後に申告をした場合又は申告をしなかった場合…納める税額の40%（※）

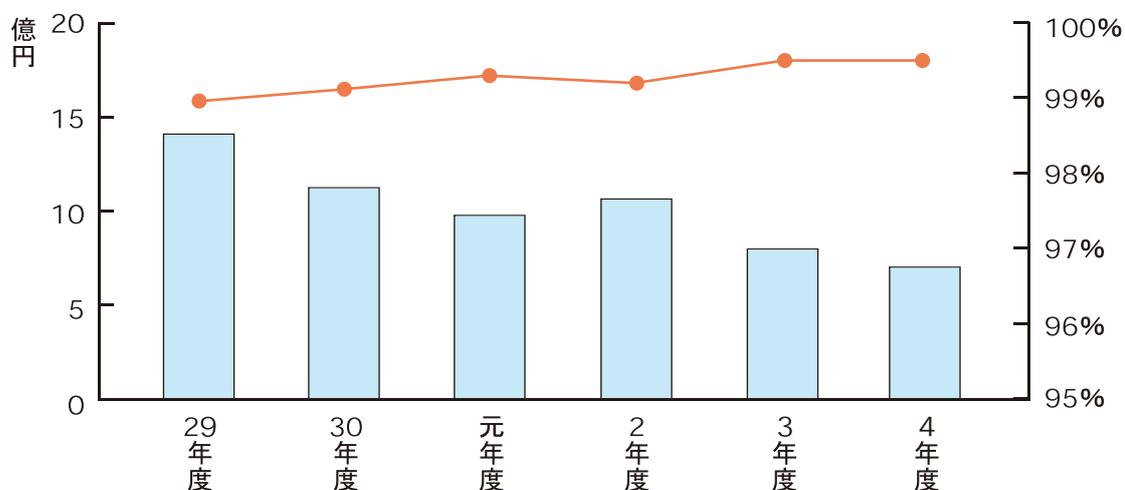
（※）の加算金について

期限後申告、修正申告又は更正、決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、加算金の割合に10%が加算される場合があります。

■県税徴収率の推移

愛媛県では、平成15年度を「滞納整理元年」と位置付け、「大多数の納期内納税者」の視点に立ち、滞納処分を前提とした滞納整理を展開し徴収率の向上に努めています。

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
滞納繰越額	14.1億円	11.4億円	9.8億円	10.7億円	8.0億円	6.9億円
徴収率	98.9%	99.1%	99.3%	99.2%	99.5%	99.5%



※滞納繰越額とは課税された年度に徴収されず、翌年度以降に繰越された県税の額